

行田市立桜ヶ丘小学校いじめ防止等のための基本方針

平成28年3月

平成30年改訂

令和2年改訂

令和7年改訂

桜ヶ丘小学校では、児童が安心して明るく楽しい学校生活を送れるように、「いじめは絶対に許さない」「児童一人一人を全力で守る」という決意のもと、いじめの撲滅に徹底して取り組みます。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び教職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

また、学級担任をはじめ、教職員一人一人がいじめ防止等のための基本的な方針を熟知するとともに、校内研修を通して、指導力の向上と方策の評価・見直しを定期的に行い、児童が明るく健やかに生活できる環境づくりを推進する。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。11月を強化月

間とする。

○ 笑顔の運動

いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための児童会活動を推進する。

○ ありがとう運動

人や自然との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高める。

○ 道徳教育の充実

全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図り、心の通う交流の能力の素地を養う。

イ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

○ 一人一人が活躍できる学習活動

健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は、学習を支える生活基盤となるものであるという立場に立ち教育活動を推進する。

- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫
- ・ 異学年交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点を踏まえた教育活動

○ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける「活用する力」の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

○ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する。

○ ネットモラルの啓発

児童及び保護者が、発信された情報の拡散性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように啓発活動を行う。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ防止等のための対策に従事する教職員の資質向上

- いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する資質の向上に努める。

(I's2019～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～)

イ いじめの調査等

- 学校生活に関するアンケートを年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりをめざす。
- 学級集団アセスメント（hyper・QU）を5学年で実施し、よりよい学校生活と友達づくりのためのアドバイスを行う。

ウ いじめ相談体制

- 児童及び保護者がいじめに係る相談ができるように、個人面談や教育相談日・教育相談週間を設ける。

③ 家庭・地域・関係団体等との連携

ア 保護者のいじめ早期発見・対応を支援する。

- 保護者のいじめに対する意識、理解を深め、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高めるため、保護者向けの啓発資料を配付する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図り、いじめの背景にある家庭環境等の問題について福祉的支援を含め、問題解決に向けた支援を行う。

イ 学校応援団・学校運営協議会との連携を充実する。

- 学校・地域においての児童の様子を情報共有し、いじめにつながる兆候の早期把握・早期対応を行う。

ウ 関係団体等とのこれまでの連携を更に推進する。

- 地域の懇談会や長野地区青少年育成会議等で、地域活動の中でいじめの兆候を発見した場合に、学校に速やかに連絡するなどの情報提供が行われるよう依頼する。

(2) いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置する。

<構成員>

管理職 主幹教諭・教務主任 生徒指導主任 学年主任 教育心理相談主任
養護教諭 特別支援教育コーディネーター 当該学級担任

<活動>

- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ防止に関すること
- ・いじめ事案に対する対応に関すること
- ・いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること

<開催>

月 1 回を定例会とし、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換及び共通行動について確認し、今後の指導に活かす。

いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- 校内連携型危機対応チームにより、組織的に対応を行う。

<構成員>

管理職 主幹教諭・教務主任 養護教諭 生徒指導主任 教育心理相談主任
特別支援教育コーディネーター いじめ対応教員 学級担任
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

- いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その発生を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置をとる。
- いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

3 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、行田市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 行田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

4 学校評価における留意事項

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、年間を取組をPDCAサイクルにより検証し基本方針の見直しができるよう、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に係る取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること